

Lアラート ソフトウェアの利用に関する細則

(コモンズソフトウェアの提供)

第1条 総務省はサービス利用者等に対して、次の各号に掲げるソフトウェア（以下「コモンズソフトウェア」という。）を無償で提供する。

- (1) Lアラートツール（Lアラートビューワ）
- (2) コモンズツール（コモンズエディタ2）

(コモンズソフトウェアの利用)

第2条 コモンズソフトウェアの利用に当たって、サービス利用者等は総務省がマニュアル等によって指定するシステム環境、操作方法に従うものとする。

- 2 特段の事情により指定される環境の構築が困難である場合、当該サービス利用者等は総務省と別途協議しなければならない。この場合において、協議の結果指定外の環境でコモンズソフトウェアを利用するときは、当該サービス利用者等の責任において利用するものとし、当該コモンズソフトウェアについては原則として総務省のサポート対象外とする。
- 3 協議によらず、サービス利用者等が自らの判断により指定外の環境でコモンズソフトウェアを利用した場合は、総務省のサポート対象外とする。

(コモンズソフトウェアの改版)

第3条 総務省は、次の各号に掲げる要件によりコモンズソフトウェアの改版を行う。

- (1) コモンズソフトウェアの機能追加又は改修を要する場合
- (2) コモンズソフトウェアの不具合修正を要する場合
- 2 コモンズソフトウェアの改版は、必要に応じて半期を目途に定期的実施する。ただし、緊急の対応が必要と判断されるものについては適宜実施するものとする。
- 3 コモンズソフトウェアの改版の実施に当たっては、総務省はあらかじめサービス利用者等への周知を行う。

(コモンズソフトウェアの公開及び更新作業)

第4条 改版されたコモンズソフトウェアは準備が整い次第、サービス利用者等に対して周知する。

- 2 システムソフトウェアの更新作業は本番環境に総務省が実施する。
- 3 更新作業の日程は実施の30日前までにサービス利用者等に対して周知する。
- 4 システムソフトウェアの更新作業はリモートで行う。

(コモンズソフトウェアの改変の禁止)

第5条 サービス利用者等によるコモンズソフトウェアの独自改変は認めない。

- 2 改変が行われた場合、総務省は改変されたソフトウェアについて一切の管理責任を持たず、更新作業等のサポートも行わない。
- 3 改変されたシステムソフトウェアで用いた利用者からのコモンズネットワークへの接続は認めない。

(提供が終了したソフトウェア)

第6条 ソフトウェアの提供終了日をもってサービス利用者等はその利用を終了するものとし、当該ソフトウェアのアンインストール、関連資料等の返還又は廃棄を行うものとする。

- 2 総務省は、提供終了日以降、当該ソフトウェアに対する問合せ及び保守支援の対応を行わない。

附 則

この細則は、令和8年12月1日から施行する。